

3. 権利を取得した日： 昭和 平成 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

4. 権利を取得した事由：

相続（遺産分割及び包括遺贈を含む） ⇒

被相続人氏名	続柄

から相続

その他（ _____ ）

5. 農業委員会によるあっせん等の希望の有無

今回相続した農地を売りたい・貸したい方のみ、下記にご同意のうえにレ点をつけてください。

あっせん等の希望有の農地情報については、農地法第52条の3第1項に基づき公表することを同意します。

※農地台帳及び農地に関する地図の公表

第五十二条の三 農業委員会は、農地に関する情報の活用を図るため、第五十二条の規定による農地に関する情報の提供の一環として、農地台帳に記録された事項(公表することにより個人の権利利益を害するものその他の公表することが適当でないものとして農林水産省令で定めるものを除く。)をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。(その他の方法とは、町の広報媒体での紹介・高知県中間管理機構への情報提供等です。)

※休耕地・不耕作農地において適切な保全管理がされませんと、周辺農地の営農への影響や有害鳥獣の生息地となったり、また住環境や防犯上への影響等が発生するおそれがありますので、保全管理を行って頂きますようお願いいたします。

※農地を農地でないものにする際は、手続きが必要となる場合があります。詳しくは佐川町農業委員会事務局（0889-22-7710）にお問い合わせください。